

財団法人埼玉県社会保険協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人埼玉県社会保険協会（以下「協会」という。）
寄附行為第13条に規定する常務理事（以下「役員」という。）の報酬に
関する事項を定める事を目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、財団法人埼玉県社会保険協会職員給与規程（以下「職
員給与規程」という。）第2条に定める俸給及び諸手当とする。（ただし、
同条第7号、第8号を除く。）

なお、この支給については、職員給与規程の例による。

第3条 役員の本俸月額、一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職
給与法」という。）で定める行政職俸給表第9級15号俸相当額から第
10級15号俸相当額とする。

② 会長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等その他の事情を考慮し
て、俸給の月額を増額又は減額することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただ
し、法令に基づき控除すべきものは、その役員に支払うべき報酬の額か
ら、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

財団法人 埼玉県社会保険協会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人埼玉県社会保険協会就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規程に基づき、就業規則第2条に定める職員について給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は次のとおりとする。

- (1) 俸 給
- (2) 扶 養 手 当
- (3) 調 整 手 当
- (4) 管 理 職 手 当
- (5) 住 居 手 当
- (6) 通 勤 手 当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 休 日 給
- (9) 期 末 手 当
- (10) 勤 勉 手 当

(給与の支払い)

第3条 職員の給与は、法令の規定により、その職員の給与から控除すべきものの全額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。（ただし、職員の同意を得て、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。）

(給与の計算期間及び支給期日)

第4条 給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

給与は、毎月一回、その月の16日にその月の全額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日において最も近い休日でない日に支給する。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給等により給与の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2、職員が退職し、解雇され又は死亡したときは、その日までの給与を支給する。

3、前2項の規定により、給与期間の中途から支給するとき又は、給与期間の中途まで支給するときの給与額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の特別支給)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員（第2号の場合は職員の遺族）の請求により支給定日の前であっても既往の勤務に対する給与を支給する。

- (1) 職員が退職（解雇を含む）したとき。
- (2) 職員が死亡したとき。
- (3) 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用を必要とするとき。

(給与台帳)

第7条 協会長は、職員の給与台帳を作成しなければならない。

2、給与は給与台帳に基づいて支給するものとする。

(俸給)

第8条 職員の受ける俸給は、就業規則の定める勤務時間の勤務に対する俸給であって、その職務の複雑、困難性及び責任の度合いに基づき、かつ勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して職務によって俸給を決定する。

2、職員を採用したときは、その者の能力、経験、資格及び技能を勘案し、その者の職務に関して前項に定めるところを考慮し、俸給表の中から職務の級及び号俸を決定する。

(俸給表)

第9条 職員の俸給月額、国家公務員行政職の俸給表によって定める。

なお、特別な事情等によりこの俸給表に寄りがたい場合は職員の本俸については別に定めることができる。

(昇給及び昇格)

第10条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは（予算の範囲内において）1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

2、前項の規定にかかわらず業務量の減少等経営上やむを得ないときは、その期間を延長することができる。この昇給を延期した場合、経営上やむを得ない事情が消滅したときは、その延長した期間を限度として、その職員の将来における昇給期間を短縮することができる。

3、職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項に定める昇給期間にかかわらず、現に受ける号俸より1号俸上位の号俸まで昇給させることができる。

4、職員の俸給月額がその所属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合には、その職員が同一の職務の級にある間は昇給しない。

5、職員が現に属する勤務の級に1年以上在級し、勤務成績が特に良好である場合又はその者の職務から相当と認めるときは、その者の職務の級を1級上位の級に昇格させることができる。

6、昇給の時期は、毎年4月、7月、10月、1月とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

2、扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であつて、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の弟妹

(5) 重度心身障害者

3、扶養手当の月額、一般職の国家公務員に支給される額に準じて支給する。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2、扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて、同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月に初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3、扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について同項3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

前項但し書きの規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（管理職手当）

第13条 管理又は監督の地位にある次の者については、それぞれに定めるところにより管理職手当を支給する。

常務理事の職にある者	俸給の100分の16
事務長の職にある者	俸給の100分の12
課長の職にある者	俸給の100分の10

2、前項の手当を支給する職員には、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

（調整手当）

第14条 調整手当の月額は、本俸の月額と管理職手当及び扶養手当の合計額に100分の6を乗じた額とする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、給与法に定める月額を越える家賃を支払っている職員。

（2）その所有にかかる住宅に居住している職員で、世帯主であるもの。

2、住居手当の支給については、一般職の国家公務員に支給される住居手当に準ずる。

3、新たに第1項第1号の要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その住居の事実をすみやかに届出なければならない。なお、住居手当を受けている職員が居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合等についても同様とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする者（通勤距離が片道2Km未満である者を除く）に対して支給する。

2、通勤手当の支給については、一般職国家公務員に支給する通勤手当に準ずる。

第17条 職員は、新たに前条第1項の要件を具備するに至った場合には、直ちに届出なければならない。

(1) 住居、通勤経路、若しくは通勤方法に変更があった場合。

(2) 通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合。

(3) 前各号に掲げる変更により同条の職員でなくなった場合。

(超過勤務手当)

第18条 就業規則に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を越えて勤務することを命じられた職員には、正規の時間を越えて勤務した全時間に対して、1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜である場合は100分の150）を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第19条 職員には正規に勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2、休日に勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜である場合である場合は100分の160）を休日給として支給する。

(勤務1時間当たりの給与の算出)

第20条 第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額に調整手当を加算した額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(端数計算)

第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の125、135、100分の150、160の額を計算する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(勤務手当等の支給日)

第22条 超過勤務手当及び休日給は、俸給支給日の属する月前1ヶ月について俸給に併せて支給する。

(期末手当)

第23条 期末手当は3月1日、6月1日、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在籍する職員に対して、それぞれ3月15日、6月30日、及び12月10日（これらの日が休日に当たる時は、その前日において最も近い休日でない日）に支給する。

なお、基準日前1ヶ月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする。

2、期末手当の額は基準日（退職者は退職又は死亡の日）現在に受けとるべき俸給等の合計額に、国家公務員の期末手当の期別支給及び在籍期間割合の支給率を乗じて得た額とする。

なお、俸給等の支給取扱等は国家公務員の支給要件に準ずる。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在籍する職員に対して、基準日以前6ヶ月以内におけるその者の勤務成績に応じて期末手当の支給日に支給する。

なお、これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする。

2、勤勉手当の額は基準日（退職者は退職又は死亡の日）現在に受けるべき俸給等の合計額に国家公務員の勤勉手当の期間率及び成績率を乗じて得た額とする。

なお、俸給等の支給取扱等は国家公務員の支給要件に準ずる。

(休暇の際の給与)

第25条 年次有給休暇及び特別休暇については、給与の全額を支給する。

(欠勤者の給与)

第26条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり業務に服することができないため欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

2、職員が業務外で負傷し、又は疾病にかかり業務に服することができないため欠勤した場合、あらかじめ財団法人埼玉県社会保険協会長（以下「協会長」という。）の承認を受けた場合に限り、欠勤を始めた日から、90日（結核性疾患にあっては1年）に達するまでは、俸給及び扶養手当の全額を支給することができる。

第27条 職員が正規の勤務日数の一部を勤務しなかった場合には、前条の規定により俸給及び扶養手当を支給される場合を除くほか、その給与期間の現日数から勤務を要しない日を減じたもので、その者の勤務した日数を除したものを俸給月額に乘じて得た額を支給する。

2、職員がその勤務すべき日において正規の勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に協会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第20条の規定により計算した額を減額して支給する。

(休職者の給与)

第28条 職員が就業規則第7条第1号により休職を命ぜられたときは、その休職期間中その者の受けるべき俸給、扶養手当及び期末手当の100分の80を支給する。ただし、その期間は支給を受けた日から1年間とする。

(雑則)

第29条 この規定に定めのない事項については、原則として給与法の規定に準ずるものとする。

附 則

この規定は、昭和36年 5月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年 2月 1日から施行する。

財団法人埼玉県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人埼玉県社会保険協会（以下「協会」という。）
寄付行為第13条に規定する常務理事（以下「役員」という。）に対する
退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による
退職の場合は、その遺族）に支給する。
2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処
分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、埼玉県社会保険協会職員退職金規程に定める例によ
る。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日に同一の役員を命ぜられたときは、
その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

(実施に関し必要な事項)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例によるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

財団法人 埼玉県社会保険協会職員退職金規定

第1条 埼玉県社会保険協会職員（日々雇い入れられる者、期間を定めて使用する臨時の者、アルバイト等の者は除く。）の退職金は勤続1年以上のものにつき、別表の率によって支給する。

前項の支給額の計算方法は、勤続年数の応じ退職又は死亡日の給与基準給に、別表の定める率を乗じて算出する。

勤務期間に1年未満の端数があるときは、月別計算とし、1月未満の場合は、1月に繰り上げる。

第2条 職員が下記各号の1に該当するときは、第1条の規定にかかわらず、勤続1年未満の者にも、1年として支給する。

- 1、負傷、疾病その他健康上の事由によって勤務に耐えられず退職したとき。
- 2、本人死亡したとき。
- 3、協会の都合によって退職したとき。

第3条 職員が業務上の事由によって死亡し、若しくは不具廃疾となって、業務に耐えられず、退職したものは、第1条に規定する別表により算出した金額に、10割加算する。

前項の業務上の判定については、労働者災害補償保険法による。

第4条 職員が業務外の負傷、疾病によって死亡し、または不具廃疾のため勤務に耐えず、退職したときは、第1条に規定する別表によって、算出した金額に10割以内を加算する。

第5条 協会の都合によって、退職したときの退職金支給率は、第1条に規定する別表によって、算出した金額に10割を加算する。

第6条 懲罰によって解雇された者には原則として支給しない。

第7条 職員が死亡した場合の退職金は、その遺族に支給する。

附 則

本規定は平成2年6月1日から施行する。

附 則

この改正は平成5年10月1日から施行する。

別表

勤続年数1年以上3年未満の期間は、1年につき俸給月額の1ヶ月

勤続年数3年以上の期間は、1年につき俸給月額の1、1ヶ月